

令和 7 年度障がい者アート商品化支援事業費補助金実施要領

(目的)

第 1 条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成 18 年愛媛県規則第 17 号）に定めるもののほか、令和 7 年度障がい者アート商品化支援事業費補助金交付要綱及びこの要領の定めるところにより、愛媛県内の企業等に対し、障がい者が制作した芸術作品（以下「作品」という。）を活用した商品づくり等への取り組みに要する経費として、予算の範囲内で令和 7 年度障がい者アート商品化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、障がい者芸術文化活動のすそ野拡大並びに障がい者の経済的自立及び社会参加の促進を図る。

(交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 愛媛県内に本社、支社又は営業所を有し、県と緊密な連携体制が構築できること。ただし、支社及び営業所にあつては、参加申込書の提出期限において 1 年以上の営業実績を有していること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費その他交付額の算定に必要な経費は、別表のとおりとする。

(補助金額)

第 4 条 補助金額は、1 者あたり 20 万円を上限とする。

(補助対象期間)

第 5 条 補助対象期間は、補助対象者決定日から令和 8 年 2 月 27 日までとする。

(事業計画書)

第 6 条 この支援事業による支援を受けようとする者は、事業計画書（様式 1）を知事に提出するものとする。

(審査)

第 7 条 知事は、前条による事業計画書の提出があつたときは、事業計画の内容等を審査のうえ、補助対象者を決定する。

(補助金交付の条件)

第 8 条 県は、補助対象者が実施する事業に対して、障がい者アート商品化支援事業費補助金を交付する。補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 愛媛県内に居住地等を有する又は県内の学校若しくは障害福祉サービス事業所等に通学若しくは通所等する障がい者（以下「障がい者」という。）の作品を活用した商品づくり等に取り組むこと。

- (2) 著作権利用及びその対価等については、事前に県と調整の上、障がい者又はその代理人と協議を行うこと。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和7年5月23日から施行する。

別表

補助対象経費	補助限度額	補助率
障がい者の作品を活用した商品づくり等に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、使用料及び賃借料、原材料費、その他経費（知事が特に必要と認めるもの）	1 者あたり 上限 2 0 0 千円	定額 (10/10)

（注） 補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。